

ひだまり利用者・ご家族の皆様

緊急事態宣言期間中のひだまり活動について（お願い）

社会福祉法人彩凜会
理事長 星座正俊

ひだまりに通っているみなさま、ご家族のみなさまへ大事なお知らせです。

新型コロナウイルスが世界中で流行しています。

総理大臣より4月7日に緊急事態宣言が出されて、ひだまりがある埼玉県吉川市も対象に含まれています。

ひだまりは休業の対象ではありませんが、多くの人が集まる場所です。

新型コロナウイルスにかからないためには「人と人が離れている」ことが大事で、ひだまりでは同じ人で集まるように活動していますが、一番は家にいて出歩かないことです。

ひだまりに通うことを楽しみにしている人、働くことが大事な人、誰かとお話をしたい人、その思いはすごくうれしいのですが、今はできるだけ「人と人が離れている」ことが大切です。誰も新型コロナウイルスにかかってほしくはありません。

そのため、家で過ごせる方はひだまりへ通うのを少しお休みしてもらえると助かります。

元気にみんなと一緒に過ごせる日まで、スタッフは毎日電話をかけたたり、訪問したりして、できることをやって支えています。

ご協力をよろしくおねがいします。

【ひだまり利用者ご家族の皆様へお願い】

それぞれのご家庭も緊急事態であることは重々承知の上ではありますが、ご理解の上各ご家庭で下記の点についてご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

記

- ◎ ご家族が在宅されており、ご家庭の中で安定して過ごせる方は、お休みという選択についてご検討ください。在宅での支援に切り替えて、電話や訪問による活動を実施します。
- ◎ ご家庭の状況として、引き続き日中の活動場所としてひだまりを必要とされる方に対しては、
今後もしもできる限りのご支援をさせていただきます。
- ◎ 今回の各ご家庭の判断により、ひだまりの今後の支援が変わることはありません。
- ◎ 今回のお願いは、緊急事態宣言期間に準ずる形でのものです。
新型コロナウイルスの状況によっては、改めて通知を出させていただく場合があります。

以上

ご不明な点がございましたら、各部署担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 多機能型事業所ひだまり 048-999-6413/048-940-6241

担当 宮澤（生活介護）・辻（就労B・自立訓練）・長谷川（就労移行）